平成２４年（フ）第１２５０号
札幌市厚別区厚別東１条３丁目１番45号　サンセットハイツＢ―101号
破産者　小笠原喜八
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２３号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目21番地３　メゾンミニトマト103号室
破産者　テグム基子（旧姓指田）
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
埼玉県春日部市藤塚2171番地536
破産者　吉田　賢一
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
埼玉県春日部市中央８丁目３番地43　ニュー春日部103号
破産者　梅宮　清昭
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
埼玉県越谷市大字西新井654番地
破産者　田村　秀彰
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
新潟県燕市粟生津56番地
破産者　鈴木　斉哉
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８１号
新潟市西蒲区曽根857番地
破産者　青柳　勤一
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３６号
新潟市東区藤見町１丁目18番２―42号
破産者　元村徳四郎こと　元　　徳洙
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９５号
山梨県甲府市国母２丁目３番34号
破産者　深澤　暁子
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
北海道北見市中ノ島町２丁目１番５―37号
破産者　山本　勝弘
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
秋田県湯沢市千石町３丁目２番22号
破産者　藤木　邦夫
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第８９号
福島県郡山市開成５丁目22番25号
破産者　坂内　　誠
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１３６１号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地　千丸台ハイツ１―108号
破産者　遠藤　　忍
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９４号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地１街区２号棟103号室
破産者　石田　芳久
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４１０号
神奈川県藤沢市亀井野１丁目30番地の15　B101
破産者　杉澤　重夫
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８２号
横浜市南区六ツ川１丁目124番地３　六ツ川ヒルズ107
破産者　野明　寛子
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８９号
横浜市中区本牧原32番14号　日の出荘101号室
破産者　常國　　誠
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６３２号
横浜市金沢区並木１丁目14番14―101号
破産者　上野　　清
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９号
神奈川県横須賀市佐野町１丁目２番地　あやめ荘１号室
破産者　和泉　正則
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９５号
福井県越前市芝原４丁目８番14号
破産者　大塚　保清
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係